厚生労働省発医政1007第４号
令　和　７　年　１０月　７　日

各 都 道 府 県 知 事　殿

厚生労働事務次官
（ 公 印 省 略 ）

医療施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和５４年７月２７日厚生省発医第１３７号厚生事務次官通知の別添「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和７年４月１日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

別　紙

改正後	現行
厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 最終改正厚生労働省発医政1007第４号 令和７年10月７日 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 １及び２　（略） （交付の対象） ３　この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第５条第１項に基づく実施方針を定めて実施する同法第２条第４項に定める選定事業について、同法第２条第５項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（（８）、（９）、（10）、（11）、（12）、（15）、（16）、（17）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第20条第１項第１号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第１項第１号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 （１）～（３）　（略）	厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 最終改正厚生労働省発医政0807第８号 令和６年８月７日 医療施設等施設整備費補助金交付要綱 １及び２　（略） （交付の対象） ３　この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第５条第１項に基づく実施方針を定めて実施する同法第２条第４項に定める選定事業について、同法第２条第５項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（（８）、（９）、（10）、（11）、（12）、（15）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第20条第１項第１号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第１項第１号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。 （１）～（３）　（略）

別　紙

改正後	現行
（４）研修医のための研修施設整備事業 平成６年６月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業	（４）研修医のための研修施設整備事業 平成６年６月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業
（５）臨床研修病院施設整備事業 平成７年７月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業	（５）臨床研修病院施設整備事業 平成７年７月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業
（６）　（略）	（６）　（略）
（７）医師臨床研修病院研修医環境整備事業 平成14年２月８日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病	（７）医師臨床研修病院研修医環境整備事業 平成14年２月８日医政発第０２０８０１０号厚生労働省医政局長通知「医師臨床

別　紙

改正後	現行
院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業	研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業
（８）　（略）	（８）　（略）
（９）産科医療機関施設整備事業 平成21年４月１日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」（以下「産科医療確保事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。 ア及びイ　（略）	（９）産科医療機関施設整備事業 平成21年４月１日医政発第０４０１００７号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」（以下「産科医療確保事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。 ア及びイ　（略）
(10)　（略）	(10)　（略）
(11) 解剖・死亡時画像診断等施設整備事業 平成22年３月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	(11) 死亡時画像診断システム等施設整備事業 平成27年４月９日医政発０４０９第２３号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業

別　紙

改正後	現行
イ　次に掲げる者が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業 （ア）市町村等（イ）その他厚生労働大臣が適当と認める者	イ　次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業 （ア）市町村等（イ）その他厚生労働大臣が適当と認める者
(12)　（略）	(12)　（略）
(13) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 平成27年４月９日医政発0409第26号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア及びイ　（略）	(13) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 平成27年４月９日医政発０４０９第２６号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア及びイ　（略）
(14) 院内感染対策施設整備事業 平成21年３月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第８条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業	(14) 院内感染対策施設整備事業 平成21年３月30日医政発第０３３０００３号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第８条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

別　紙

改正後	現行
（15）医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 平成21年３月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 イ　病院の開設者が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業	（15）医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 平成21年３月30日医政発第０３３００００７号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」の別添「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 イ　病院の開設者が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業
（16）　（略）	（16）　（略）
（17）重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 令和７年３月５日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。 ア　都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 イ　診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に対し、都道府県が補助する事業 なお、ア又はイの診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。	（新設）

別　紙

改正後	現行
（交付の対象外費用） ４　この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。 （１）土地の取得又は整地に要する費用 （２）門、柵、塀（３（15）医療施設ブロック塀改修等施設整備事業における倒壊の危険性があるブロック塀の改修及び他の材料を用いた塀への建替等を除く。）及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 （３）設計その他工事に伴う事務に要する費用 （４）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 （５）その他の整備費として適当と認められない費用	（交付の対象外費用） ４　この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。 （１）土地の取得又は整地に要する費用 （２）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 （３）設計その他工事に伴う事務に要する費用 （４）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 （５）その他の整備費として適当と認められない費用
（交付額の算定方法） ５　この補助金の交付額は、次の（１）から（６）により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 （１）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （１）ア～（10）ア　（略） （11）ア　都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業 （12）ア～（16）ア　（略） （17）ア　都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支	（交付額の算定方法） ５　この補助金の交付額は、次の（１）から（５）により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 （１）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （１）ア～（10）ア　（略） （11）ア　都道府県が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業 （12）ア～（16）ア　（略） （新設）

別　紙

改正後	現行
援事業 ア及びイ　（略） （２）及び（３）　（略） （４）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （１）イ～（10）イ　（略） （11）イ　都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等施設整備事業 （12）イ～（15）イ　（略） ア及びイ　（略） （５）　（略） （６）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （17）イ　都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業 ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。 イ　アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額と、都道府県が補助した額	ア及びイ　（略） （２）及び（３）　（略） （４）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業 （１）イ～（10）イ　（略） （11）イ　都道府県が補助する死亡時画像診断システム等施設整備事業 （12）イ～（15）イ　（略） ア及びイ　（略） （５）　（略） （新設）

別　紙

改正後

(※)とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

※アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の２分の１を下回らないこと。

１ 区分	２ 基 準 額	３ 対 象 経 費	４ 補 助 率	５ 下 限 額
へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	へリポート１か所当たり 96,836 千円	(略)		(略)
過疎地域等診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門　160 ㎡ (2) 医師又は歯科医師住宅　80 ㎡ (3) 看護師住宅　80 ㎡	(略)	(略)	(略)
へき地保健指導所施設整備	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。	(略)	(略)	(略)

現行

１ 区分	２ 基 準 額	３ 対 象 経 費	４ 補 助 率	５ 下 限 額
へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	へリポート１か所当たり 92,489 千円	(略)		(略)
過疎地域等診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門　160 ㎡ (2) 医師住宅　80 ㎡ (3) 看護師住宅　80 ㎡	(略)	(略)	(略)
へき地保健指導所施設整備	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。	(略)	(略)	(略)

別　紙

改正後					現行				
事業	基準面積 (1) 指導部門のみの場合 70 ㎡ (2) 住宅部門のみの場合 50 ㎡ (3) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120 ㎡				事業	基準面積 (1) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120 ㎡ (2) 指導部門のみの場合 70 ㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50 ㎡			
研修医のための研修施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）	研修医のための研修施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
臨床研修病院施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）	臨床研修病院施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
へき地医療拠点病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 診療部門　1,000 ㎡	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） (2) 診療棟（検査、放射	（略）	（略）	へき地医療拠点病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門　1,000 ㎡ (2) 医師住宅 １戸当たり　80 ㎡ （ただし２戸を限度とする。）	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 （検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等） (2) 病棟	（略）	（略）

別　紙

改正後					現行				
		線、手術部門） （検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等）					（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） (3) 医師住宅		
	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 医師住宅 １戸当たり　80 ㎡ （ただし２戸を限度とする。）	へき地医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (3) 医師住宅							
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）	医師臨床研修病院研修医環境整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に651 千円を乗じた額とする。 （略）	（略）	（略）	（略）	離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に352 千円を乗じた額とする。 （略）	（略）	（略）	（略）

別　紙

改正後					現行				
産科医療機関施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）	産科医療機関施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
分娩取扱施設施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）	分娩取扱施設施設整備事業	（略）	（略）	（略）	（略）
解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	１施設当たり （1）死亡時画像診断室整備の場合 69,984 千円 （2）解剖室等整備の場合 173,694 千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	（略）	（略）	死亡時画像診断システム等施設整備事業	１施設当たり （1）死亡時画像診断室整備の場合 42,621 千円 （2）解剖室整備の場合 105,782 千円	死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	（略）	（略）
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は（1）、（2）に限り１施設当たり 2,460 千円を加算する。 （1）通常型スプリンクラー 対象面積１㎡当たり 基準単価 24 千円 （2）水道連結型スプリンクラー	（略）	（略）	（略）	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は（1）、（2）に限り１施設当たり 2,350 千円を加算する。 （1）通常型スプリンクラー 対象面積１㎡当たり 基準単価 23 千円 （2）水道連結型スプリンクラー	（略）	（略）	（略）

別　紙

改正後					現行				
	対象面積１㎡当たり 基準単価 23 千円 （3）パッケージ型自動消火設備 対象面積１㎡当たり 基準単価 28 千円 （4）消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積１㎡当たり 基準単価 27 千円					対象面積１㎡当たり 基準単価 22 千円 （3）パッケージ型自動消火設備 対象面積１㎡当たり 基準単価 27 千円 （4）消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積１㎡当たり 基準単価 26 千円			
	自動火災報知設備を新設する場合 １施設当たり 1,279 千円	（略）	（略）			自動火災報知設備を新設する場合 １施設当たり 1,222 千円	（略）	（略）	（略）
南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周	へき地医療拠点病院 344,666 千円	（略）	（略）	（略）	南海トラフ日本海溝・千島海溝周辺海溝	へき地医療拠点病院 329,194 千円	（略）	（略）	（略）

別　紙

改正後					現行				
辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	へき地診療所 19,759 千円	（略）			型地震に係る津波避難対策緊急事業	へき地診療所 18,872 千円	（略）		
院内感染対策施設整備事業	１室あたり 29,420 千円とし、空調設備(空気清浄度クラス１万以上)を整備する場合は 37,469 千円を加算する。	（略）	（略）	（略）	院内感染対策施設整備事業	１室当たり 15,724 千円とし、空調設備(空気清浄度クラス１万以上)を整備する場合は 35,787 千円を加算する。	（略）	（略）	（略）
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり基準単価　97 千円（ただし30mを上限とする。）	（略）	（略）	（略）	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり基準単価　93 千円（ただし30mを上限とする。）	（略）	（略）	（略）

別　紙

改正後					現行				
新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	病室の感染対策に係る整備 １室当たり 29,420 千円	（略）	（略）	（略）	新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	病室の感染対策に係る整備 １室当たり 14,546 千円	（略）	（略）	（略）
	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積１㎡当たり 基準単価　484,000 円	（略）	（略）			病棟等の感染対策に係る整備 対象面積１㎡当たり 基準単価　239,300 円	（略）	（略）	
	個人防護具保管施設の整備 対象面積１㎡当たり 基準単価　484,000 円	（略）				個人防護具保管施設の整備 対象面積１㎡当たり 基準単価　239,300 円	（略）		
重点医師偏在対策支援区域における診療	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合	診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所	３分の１	－	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

別　紙

改正後					現行				
所の承継・開業支援事業	160㎡ イ 有床の場合 (ｱ)5床以下　240㎡ (ｲ)6床以上　760㎡ (2) 医師住宅　80㎡ (3) 看護師住宅　80㎡	（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 診療部門と一体となった医師住宅 (3) 診療部門と一体となった看護師住宅							

（注）１　同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し差し引くこととする。

（注）２　（略）

６及び７　（略）

（申請手続）

８　この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（注）１　過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

（注）２　（略）

６及び７　（略）

（申請手続）

８　この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

別　紙

改正後	現行
（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア及びイ　（略）	（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア及びイ　（略）
（２）　（略）	（２）　（略）
（３）申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。 ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。	（新設）
９　（略）	９　（略）
（交付決定までの標準的期間） 10　この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。 （１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県	（交付決定までの標準的期間） 10　この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。 （１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県

別　紙

改正後	現行
知事は、８の（１）のア若しくは９による申請書が到達した日から起算して原則として１月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。	知事は、８の（１）のア若しくは９による申請書が到達した日から起算して原則として１月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。
10（２）～12　（略）	10（２）～12　（略）
（実績報告） 13　この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 （１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア及びイ　（略） （２）　（略） （３）８に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。	（実績報告） 13　この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。 （１）　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア及びイ　（略） （２）　（略） （新設）
14及び15　（略）	14及び15　（略）
別 表　１平方メートル当たり単価表　（単位：円）	別 表　１平方メートル当たり単価表　（単位：円）

別　紙

改正後				現行			
施設の名称	種目等	構 造 別	単価	施設の名称	種目等	構 造 別	単価
へき地診療所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000	へき地診療所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	198,300
		ブロック	214,000			ブロック	172,500
		木造	355,000			木造	198,300
	離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000		離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	212,200
		ブロック	214,000			ブロック	185,400
		木造	355,000			木造	212,200
過疎地域等 特定診療所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000	過疎地域等 特定診療所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	198,300
		ブロック	214,000			ブロック	172,500
		木造	355,000			木造	198,300
	離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000		離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	212,200
		ブロック	214,000			ブロック	185,400
		木造	355,000			木造	212,200
研修医のための 研修施設	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000	研修医のための 研修施設		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	295,100
		ブロック	214,000			ブロック	258,500
		木造	355,000			木造	295,100
へき地保健指導所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000	へき地保健指導所	一　般 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	198,300
		ブロック	214,000			ブロック	172,500
		木造	355,000			木造	198,300

別　紙

改正後				現行			
	離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000		離　島 豪　雪 地　区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	212,200
		ブロック	214,000			ブロック	185,400
		木造	355,000			木造	212,200
臨床研修病院	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000	臨床研修病院		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	295,100
		ブロック	214,000			ブロック	258,500
へき地医療 拠点病院	病　棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000	へき地医療 拠点病院	病　棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	264,400
		ブロック	214,000			ブロック	230,900
	診療棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000		診療棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	295,100
		ブロック	214,000			ブロック	258,500
	医　師 住　宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000		医　師 住　宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	198,300
		ブロック	214,000			ブロック	172,500
		木造	355,000			木造	198,300
医師臨床研修病院 研修医環境整備	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000	医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	294,800
		ブロック	214,000			ブロック	257,100
		木造	355,000			木造	294,800
産科医療機関	診　療 部　門	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000	産科医療機関	診　療 部　門	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	264,400
		ブロック	214,000			ブロック	230,900
		木造	355,000			木造	264,400
	宿　泊	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000		宿　泊	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	294,800

別　紙

改正後			
	施　設	ブロック	214,000
		木造	355,000
分娩取扱施設	分娩室、病室、入所室等	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	宿　泊施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援	診　療部　門	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	医　師住　宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	看護師住　宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000

（注）１～３　（略）

第１号様式 及び 第２号様式　（略）

現行			
	施　設	ブロック	257,900
		木造	294,800
分娩取扱施設	分娩室、病室、入所室等	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	264,400
		ブロック	230,900
		木造	264,400
	宿　泊施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	294,800
		ブロック	257,900
		木造	294,800
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）

（注）１～３　（略）

第１号様式 及び 第２号様式　（略）

別　紙

改正後

第２号様式 別紙１

別紙1

経　費　所　要　額　調

補助事業者名：

事業区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B=C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都道府県補助額 (G)	国庫補助基本額 (H)	国庫補助所要額 (I)	仕入れに係る消費税等相当額 (J)	要国庫補助額 (I－J＝K)	国庫補助金交付決定額 (L)	差引追加交付（一部取消）申請額 (L－K＝M)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	
合計														

1ページ

【留意事項】
1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
2 「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称をプルダウンから選択、下段には施設の名称を記載すること。
3 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
4 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
(1) 交付要綱5（交付額の算定方法）(1)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額
(2) 〃 (2)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して最も少ない額
(3) 〃 (3)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(4) 〃 (4)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(5) 〃 (5)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(6) 〃 (6)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
5 「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
(1) 交付要綱5（交付額の算定方法）(1)に掲げる事業……(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額
(2) 〃 (2)及び(3)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額
(3) 〃 (4)に掲げる事業……(H)欄に記載された額
(4) 〃 (5)及び(6)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額
6 (L)欄及び(M)欄については交付要綱の9による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

第２号様式 別紙２ ～ 第４号様式　（略）

現行

第２号様式 別紙１

別紙1

経　費　所　要　額　調

補助事業者名：

事業区分	総事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都道府県補助額 (G)	国庫補助基本額 (H)	国庫補助所要額 (I)	国庫補助金交付決定額 (J)	差引追加交付（一部取消）申請額 (I)-(J)＝(K)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計												

【留意事項】
1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
2 「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称をプルダウンから選択、下段には施設の名称を記載すること。
3 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
4 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
(1) 交付要綱5（交付額の算定方法）(1)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額
(2) 〃 (2)に掲げる事業…(C)と(F)と(G)とを比較して最も少ない額
(3) 〃 (3)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(4) 〃 (4)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(5) 〃 (5)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
5 「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
(1) 交付要綱5（交付額の算定方法）(1)に掲げる事業……(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額
(2) 〃 (2)及び(3)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額
(3) 〃 (4)に掲げる事業……(H)欄に記載された額
(4) 〃 (5)に掲げる事業……(H)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額
6 (J)欄及び(K)欄については交付要綱の9による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

第２号様式 別紙２ ～ 第４号様式　（略）

別　紙

改正後

第４号様式 別紙１

別紙1

経　費　所　要　額　精　算　書

補助事業名：

事業区分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	基準額	選定額	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	仕入れに係る消費税等相当額	要国庫補助額	国庫補助交付決定額	国庫補助受入済額	差引過△不足額
	(A)	(B)	(A−B=C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(I−J=K)	(L)	(M)	(M−K=N)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円
合計														

【留意事項】
1　本調査表は、施設ごとに作成すること。
2「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称をプルダウンから選択、下段には施設の名称を記載すること。
3「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
4「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
(1)　交付要綱5（交付額の算定方法）(1)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額
(2)　〃　(2)に掲げる事業…(C)と(F)と(G)とを比較して最も少ない額
(3)　〃　(3)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(4)　〃　(4)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(5)　〃　(5)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(6)　〃　(6)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
5「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
(1)　交付要綱5（交付額の算定方法）(1)に掲げる事業……(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額
(2)　〃　(2)及び(3)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額
(3)　〃　(4)に掲げる事業……(H)欄に記載された額
(4)　〃　(5)及び(6)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額

１ページ

第４号様式 別紙１　～　第５号様式 別表　（略）

現行

第４号様式 別紙１

別紙1

経　費　所　要　額　精　算　書

補助事業者名：

事業区分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	基準額	選定額	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助交付決定額	国庫補助受入済額	差引過△不足額
	(A)	(B)	(A)−(B)=(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(K)−(I)=(L)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計												

【留意事項】
1　本調査表は、施設ごとに作成すること。
2「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称をプルダウンから選択、下段には施設の名称を記載すること。
3「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
4「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
(1)　交付要綱5（交付額の算定方法）(1)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額
(2)　〃　(2)に掲げる事業…(C)と(F)と(G)とを比較して最も少ない額
(3)　〃　(3)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(4)　〃　(4)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
(5)　〃　(5)に掲げる事業…(C)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
5「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。
(1)　交付要綱5（交付額の算定方法）(1)に掲げる事業……(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額
(2)　〃　(2)及び(3)に掲げる事業…(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額
(3)　〃　(4)に掲げる事業……(H)欄に記載された額
(4)　〃　(5)に掲げる事業……(H)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額

第４号様式 別紙１　～　第５号様式 別表　（略）

別　紙

改正後	現行
第６号様式 第6号様式 番　　号 年　月　日 厚生労働大臣　殿 補助事業者名 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 年　月　日厚生労働省発医政　第　号により交付決定があった　年度医療施設等施設整備費補助金について、医療施設等施設整備費補助金交付要綱7.(11)の規定に基づき、次のとおり報告する。 1　事業区分及び施設の名称 2　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金　　円 3　確定時に減額した仕入れに係る消費税額 金　　円 4　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） 金　　円 5　補助金返還相当額 金　　円 6　添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。	第６号様式 第6号様式 番　　号 年　月　日 厚生労働大臣　殿 補助事業者名 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 年　月　日厚生労働省発医政　第　号により交付決定があった　年度医療施設等施設整備費補助金について、医療施設等施設整備費補助金交付要綱7.(11)の規定に基づき、次のとおり報告する。 1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金　　円 2　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額） 金　　円 3　添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

別　紙

改正後	現行
第７号様式 第7号様式 番　　号 年　月　日 都道府県知事　殿 間接補助事業者名 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 年　月　日厚生労働省発医政　第　号により交付決定があった　年度医療施設等施設整備費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。 1　事業区分及び施設の名称 2　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金　　円 3　確定時に減額した仕入れに係る消費税額 金　　円 4　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額） 金　　円 5　補助金返還相当額 金　　円 6　添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。	第７号様式 第7号様式 番　　号 年　月　日 都道府県知事　殿 間接補助事業者名 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 年　月　日厚生労働省発医政　第　号により交付決定があった　年度医療施設等施設整備費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。 1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金　　円 2　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額） 金　　円 3　添付書類 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

厚生省発医第137号
昭和54年7月27日
最終改正厚生労働省発医政1007第4号
令和7年10月7日

医療施設等施設整備費補助金交付要綱

（通　則）

1　医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2　この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

（交付の対象）

3　この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第５条第１項に基づく実施方針を定めて実施する同法第２条第４項に定める選定事業について、同法第２条第５項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（（８）、（９）、（10）、（11）、（12）、（15）、（16）、（17）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第20条第１項第１号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第１項第１号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

（１）へき地診療所施設整備事業

平成13年５月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業

イ　次に掲げる者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）（イ)日本赤十字社（ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

（２）過疎地域等特定診療所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

イ　市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

（３）へき地保健指導所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業

イ　市町村等が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

（４）研修医のための研修施設整備事業

平成６年６月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業

（５）臨床研修病院施設整備事業

平成７年７月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立健康危機管理研究機構、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業

（６）へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

イ　都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

（７）医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年２月８日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医

療研究センター、国立健康危機管理研究機構、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業

（８）離島等患者宿泊施設施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

イ　次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（イ)日本赤十字社（ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

（９）産科医療機関施設整備事業

平成21年４月１日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」（以下「産科医療確保事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

イ　次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（イ)日本赤十字社（ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(10) 分娩取扱施設施設整備事業

「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業

イ　次に掲げる者が行う分娩取扱施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（イ)日本赤十字社（ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(11) 解剖・死亡時画像診断等施設整備事業

平成22年３月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業

イ　次に掲げる者が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(12) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

平成26年３月７日医政発0307第３号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

イ　次に掲げる者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（イ)医療法人（ウ)社会福祉法人

(エ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(13) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業

平成27年４月９日医政発0409第26号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業

イ　次に掲げる者が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（イ)日本赤十字社（ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会（オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(14) 院内感染対策施設整備事業

平成21年３月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第７条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第８条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(15) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

平成21年３月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

イ　病院の開設者が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(16) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）

令和６年３月１日医政発0301第２号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対

応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の３第１項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者が実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）

イ　病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）に対し、都道府県が補助する事業

(17) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和７年３月５日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア　都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

イ　診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に対し、都道府県が補助する事業

なお、ア又はイの診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。

（交付の対象外費用）

４　この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

（１）土地の取得又は整地に要する費用

（２）門、柵、塀（３（15）医療施設ブロック塀改修等施設整備事業における倒壊の危険性があるブロック塀の改修及び他の材料を用いた塀への建替等を除く。）及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

（３）設計その他工事に伴う事務に要する費用

（４）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

（５）その他の整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

５　この補助金の交付額は、次の（１）から（６）により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（１）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（１）ア　都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業

（２）ア　都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

（３）ア　都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業

（４）研修医のための研修施設整備事業

（５）臨床研修病院施設整備事業

（６）ア　都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
（８）ア　都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業
（９）ア　都道府県が行う産科医療機関施設整備事業
（10）ア　都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業
（11）ア　都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業
（12）ア　都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
（13）ア　都道府県が行う南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業
（15）ア　都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業
（16）ア　都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）
（17）ア　都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第４欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（２）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業
（６）イ　都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業
（16）イ　都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備を除く。）

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、最も少ない額に２分の１を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（３）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業
（７）医師臨床研修病院研修医環境整備事業
（８）イ　都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業
（16）イ　都道府県が補助する新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）（病室の感染対策に係る整備に限る。）

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（４）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（１）イ　都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業

（３）イ　都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業

（９）イ　都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業

（10）イ　都道府県が補助する分娩取扱施設施設整備事業

（11）イ　都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等施設整備事業

（12）イ　都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

（13）イ　都道府県が補助する南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業

（14）院内感染対策施設整備事業

（15）イ　都道府県が補助する医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第４欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

（５）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（２）イ　都道府県が補助する過疎地域等特定診療所の施設整備事業

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に４分の３を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（６）３　交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（17）イ　都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

ア　次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額と、都道府県が補助した額(※)とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

※アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の２分の１を下回らないこと。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ｱ)5床以下 240㎡ (ｲ)6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 1,000千円
	ヘリポート1か所当たり96,836千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		―
過疎地域等特定診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160㎡ (2) 医師又は歯科医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円 (ただし、改修の場合については、1,000千円)
へき地保健指導所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 指導部門のみの場合 70㎡	へき地保健指導所として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費 (1) 指導部門 （問診室、診察室、事務室、面談指導室、図書	3分の1 （ただし、沖縄県にあっては、2分の1）	1か所につき 1,666千円 (ただし、沖縄県にあっては、2,500千円)

	(2) 住宅部門のみの場合　50㎡ (3) 指導部門と住宅部門との併設の場合 120㎡	室、計測室、検査室、集団指導室、待合室） (2) 住宅部門 （保健師住宅）		
研修医のための研修施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 研修医数×30㎡ （ただし、1,000㎡を限度とする。） (2) 増築、改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 （ただし、既存面積と増築、改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。）	研修棟として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、更衣室、廊下、便所等）、倉庫等	２分の１	1か所につき 1,000千円
臨床研修病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積　500㎡	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。 (1) 外来診療部門 （内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線の診察室） (2) 救急診療部門 （診察室、処置室） (3) 総合診療部門	２分の１	1か所につき 1,000千円

		（総合外来診察室） (4) 在宅医療部門 （在宅医療指導管理室） (5) 病歴管理室等		
へき地医療拠点病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 診療部門　1,000㎡	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等） (2) 診療棟（検査、放射線、手術部門） （検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等）	２分の１	1か所につき 2,500千円
	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 医師住宅 １戸当たり　80㎡ （ただし２戸を限度とする。）	へき地医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (3) 医師住宅		
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舎の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 （バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。）	３分の１	－
離島等患者宿泊施設施設整	次に掲げる基準面積に651千円を乗じた額とする。 基準面積	離島等患者宿泊施設として必要な新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	３分の１	－

備事業	室数×40㎡ （ただし、８室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。）			
産科医療機関施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門　194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ （ただし２室を限度とする。）	産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療部門 （分娩室、病室等） (2) 宿泊施設	２分の１	1か所につき 1,000千円
分娩取扱施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 分娩室、病室、入所室等　194㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ （ただし２室を限度とする。）	分娩取扱施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設	２分の１	1か所につき 1,000千円
解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	１施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合　69,984千円 (2) 解剖室等整備の場合　173,694千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	２分の１	－
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り１施設当たり2,460千円を加算する。 (1) 通常型スプリンク	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費	２分の１	－

	ラー 対象面積１㎡当たり 基準単価　　24千円 (2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積１㎡当たり 基準単価　　23千円 (3) パッケージ型自動消火設備 対象面積１㎡当たり 基準単価　　28千円 (4) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条適用設備 対象面積１㎡当たり 基準単価　　27千円			
	自動火災報知設備を新設する場合 １施設当たり1,279千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額	
南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	へき地医療拠点病院 344,666千円	へき地医療拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	２分の１	－
	へき地診療所 19,759千円	へき地診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費		

院内感染対策施設整備事業	１室当たり29,420千円とし、空調設備(空気清浄度クラス１万以上)を整備する場合は37,469千円を加算する。	医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	３分の１	－
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	対象の長さ1m当たり基準単価　97千円（ただし30mを上限とする。）	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	３分の１	－
新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	病室の感染対策に係る整備 １室当たり29,420千円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費 （専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）	３分の１	－
	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積１㎡当たり基準単価　484,000円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	２分の１	
	個人防護具保管施設の整備 対象面積１㎡当たり基準単価　484,000円	病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費		

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ｱ)5床以下 240㎡ (ｲ)6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室､エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 診療部門と一体となった医師住宅 (3) 診療部門と一体となった看護師住宅	３分の１	－

（注）１　同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し差し引くこととする。

２　補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

（交付決定の下限）

6　３の事業について、５により施設ごとに算出された額が、５の表の第５欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

（交付の条件）

7　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

（２）事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア　建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ　建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

（３）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣に承認を受けなければならない。

（４）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

（６）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（８）補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第１号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（９）国庫補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が１億円以上の施設整備を行う場合には、原則として５社以上の競争入札を行わなければならない。

（10）補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、第６号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(12) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(13) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(１)から(11)に掲げる条件（この場合において、（１）から（４)、(６）及び（11）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（５）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（11）中「第６号様式」とあるのは「第７号様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

(14) （13）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(16) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請手続）

８　この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（２）（１）以外の場合

補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（３）申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

９　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、８に定める申請手続に従い、毎年度１月20日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

10　この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、８の（１）のア若しくは９による申請書が到達した日から起算して原則として１月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（２）（１）以外の場合、厚生労働大臣は、８の（２）若しくは９による申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

11　厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（遂行状況報告）

12　この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　補助事業者は、事業の遂行状況について、都道府県知事から要求があったときは、速やかに第３号様式による状況報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめのうえ、速やかに厚生労働大臣に提出するものとする。

（２）（１）以外の場合

補助事業者は、事業の遂行状況について、厚生労働大臣から要求があったときは、速やかに第３号様式による状況報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

（実績報告）

13　この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（１）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　補助事業者は、第４号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（７の(２)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。なお、事業が翌年度にわたるときは、第５号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の４月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（２）（１）以外の場合

補助事業者は、第４号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して１月を経過した日（７の(２)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１月を経過した日）又は翌年度４月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第５号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の４月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（３）８に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

14　厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

15　特別の事情により、５、８、９及び13に定める算定方法、手続によること

ができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表　1平方メートル当たり単価表

（単位：円）

施設の名称	種目等	構造別	単価
へき地診療所	一般地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	離島豪雪地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	離島豪雪地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
研修医のための研修施設	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	離島豪雪地区	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
臨床研修病院	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
	診療棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
	医師住宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
医師臨床研修病院研修医環境整備	－	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
産科医療機関	診療	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000

	部　門	ブロック	214,000
		木造	355,000
	宿　泊 施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	宿　泊 施　設	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援	診　療 部　門	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	医　師 住　宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	看護師 住　宅	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000

（注）１　上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。

２　既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。

３　離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第２条第１項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第１条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第４条第１項及び　沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第３条第３号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。